附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（商業登記規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にされている株式会社の委員会設置会社である旨の登記は、登記官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。

2　登記官は、前項の登記がされている株式会社について、職権で、その本店の所在地において、指名委員会等設置会社である旨の登記をしなければならない。

3　登記官は、前項の規定により職権で登記をするときは、登記記録にこの省令の規定により記録した旨及びその年月日を記録して登記官の識別番号を記録しなければならない。

（各種法人等登記規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にされている相互会社の委員会設置会社である旨の登記は、登記官が職権で抹消する記号を記録しなければならない。

2　登記官は、前項の登記がされている相互会社について、職権で、その主たる事務所の所在地において、指名委員会等設置会社である旨の登記をしなければならない。

3　登記官は、前項の規定により職権で登記をするときは、登記記録にこの省令の規定により記録した旨及びその年月日を記録して登記官の識別番号を記録しなければならない。

○厚生労働省令第百三十八号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十五条の十四第三項の規定に基づき、水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令

水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関を指定する省令（平成九年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

表中「東京都中央区」を「東京都新宿区」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年十二月二十二日から施行する。

告　示

○内閣府告示第三百四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月三日付けで、平成二十四年内閣府告示第十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域の変更に係る地域活性化総合特別区域の指定をしたので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十八日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　変更に係る指定後の地方公共団体の名称　伊達市、大田原市、浦安市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市、豊岡市及び岡山市

二　変更に係る指定後の地域活性化総合特別区域の範囲　伊達市、大田原市、浦安市、新潟市、三条市、見附市、岐阜市、高石市、豊岡市及び岡山市の全域

○内閣府告示第三百五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百三十八号をもって公示した国際戦略総合特別区域の指定を平成二十六年十二月三日付けで変更したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十八日　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　福岡県、北九州市及び福岡市

二　国際戦略総合特別区域の範囲　北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、大野城市、宗像市、古賀市、嘉麻市、うきは市、宮若市、朝倉市及び糸島市並びに福岡県糟屋郡志免町、鞍手郡小竹町、朝倉郡筑前町、三井郡大刀洗町、八女郡広川町、京都郡苅田町及びみやこ町並びに築上郡上毛町及び築上町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○消費者庁告示第六号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第一項の規定に基づき、別表に掲げる者を適格消費者団体として認定をしたので、同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月十八日　消費者庁長官　板東久美子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定をした日
NPO法人消費者支援ネットくまもと	熊本市中央区桜町二番十七号第二甲斐田ビル七階	熊本市中央区桜町二番十七号第二甲斐田ビル七階	平成二十六年十二月十七日

○総務省告示第四百三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年十二月十八日　総務大臣　山本　早苗

政治団体の名称	異動事項	届出年月日	
維新の党	代表者の氏名	旧　新　橋下　徹	二六、一一、一〇
太陽の党	代表者の氏名	濵﨑　博　西村　眞悟	二六、一二、一

○総務省告示第四百三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年十二月十八日　総務大臣　山本　早苗

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
みんなの党	浅尾慶一郎	二六、一二、一八

○法務省告示第五百六十一号

千葉市中央区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十六年十二月十八日　法務大臣　上川　陽子

千葉県千葉市道場南町七十九番地　松原　勝藏

○法務省告示第五百六十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十六年十二月十八日　法務大臣　上川　陽子

住所　佐賀県武雄市朝日町大字甘久2780番地1　常俊倫　平成8年4月26日生

住所　千葉県市川市市川2丁目2番11―503号　徐艶　昭和62年10月2日生

住所　福岡県糟屋郡粕屋町若宮1丁目11番8―902号　ホセ・マルティン・スィロイ　昭和45年10月6日生

住所　福岡市東区香椎浜1丁目2番3―401号　王真琳　平成6年5月29日生

住所　東京都府中市美好町2丁目56番地34　姜虹　昭和43年12月16日生

住所　岐阜市上川手178番地5　蘇精淳　昭和36年5月19日生

姜倫永　昭和62年9月6日生

住所　大阪市中央区高津3丁目3番28―802号　傅辰児　昭和54年10月26日生

住所　大阪市東淀川区瑞光2丁目10番24号　劉峰　昭和55年5月31日生

住所　大阪府吹田市青葉丘南8番Q―301号　井慶陽　昭和59年3月6日生

井翔平　平成23年11月25日生